

日本医真菌学会顕彰規約

(目的) 日本医真菌学会は、学術活動や会務へ功労等著しき会員に対し、日本医真菌学会賞、日本医真菌学会学術賞、日本医真菌学会次世代研究者賞、および日本医真菌学会特別功労賞の顕彰を制定し、その榮譽を称えるものとする。

日本医真菌学会賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会賞 (The Award of the Japanese Society for Medical Mycology) とする。
2. 本賞は医真菌学領域において優秀な研究業績を挙げた本会会員に対して本会総会において授与し、受賞者は記念講演を行う。
3. 本賞は賞状ならびに副賞より成る。副賞は記念碑を以ってこれに当てる。
4. 本賞は下記要領により選考される。
 - (1) 受賞業績の範囲は原則として本会の会誌または本会総会において発表された研究とする。
 - (2) 受賞業績は個人研究または共同研究のいずれでもよい。
 - (3) 受賞候補者の推薦者は、本会代議員とする。
 - (4) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。
 - (5) 受賞業績は選考委員会において選考され、理事会において決定される。
 - (6) 選考委員会は理事の互選により選出された委員5名を以って構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長は委員の互選によって決定される。委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

付則

- (1) 本規約は 1996 年 10 月 26 日より施行する。
- (2) 本規約は 2003 年 10 月 17 日より施行する。
- (3) 本規約は 2007 年 11 月 9 日より施行する。
- (4) 推薦要領については別に定める。
- (5) 副賞に関する細則は別に定める。

日本医真菌学会賞受賞候補者

推薦要領

1. 提出書類

- (1) 業績の題目および要旨 (2,000 字程度) 5 部

- (2) 当該業績に関する主要な原著論文5編の別刷 各5部
- (3) 業績目録(原著論文、総説、国際会議プロシーディング、著書など) 5部
- (4) 推薦状(推薦理由を掲載) 1部
- (5) 被推薦者の履歴(生年月日、現住所、所属機関名・住所、部局・身分、学歴、職歴、会員歴、本学会および他学会での受賞歴を含む) 5部

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 推薦書類提出締切日 厳守のこと

4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

副賞に関する細則

1. 副賞の記念碑に下記の文字を刻する。

贈

日本医真菌学会賞

(所属機関名)

姓名 職名(または博士号) 殿

年 月 日

日本医真菌学会

2. 副賞は当分の間本学会予算中の「学会賞」の費目を以って当てる。

日本医真菌学会学術賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会学術賞(The Academic Research Award of the Japanese Society for Medical Mycology)とする。

2. 本賞は医真菌学領域において、学術上特に優れた研究業績を挙げた35歳以上65歳未満で会員歴5年以上の会員若干名に対して生涯1回授与する。

3. 本賞は賞状および副賞から成る。副賞はメダルを以ってこれに当てる。

4. 受賞者は受賞対象業績の概要を総説として会誌に発表するものとする。

5. 受賞者は下記要領によって選考される。

(1) 選考委員は次世代研究者賞選考委員を兼ね、その任期を同じくする。選考委員会は理事の互選によって選出された委員長の理事1名、代議員の互選によって基礎領域および臨床領域から選出された各3名の代議員、計7名の委員をもって構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長の任期は2年とする。委員の任期は1年とし、重任を妨げないが、4回連続して選出されることはできない。また、選出された審査委員候補者に辞退の意向がある場合、これを理事会に訴えることができる。理事会は、これを審議し、当該候補者の辞退許諾を決定する。委員の選挙は原則として代議員総会開催時期に行う。

- (2) 受賞候補者の推薦者は本会代議員とする。
- (3) 選考において参考にされる業績は本会の会誌または関連領域の専門誌に発表された研究とする。
- (4) 業績は、個人研究及び共同研究のいずれも選考対象とする。ただし、主要論文の筆頭者あるいは責任著者であることを要件とする。
- (5) 選考委員と所属を同じくする受賞候補者の選考にあたっては、当該選考委員はその候補者についての選考に加わらないこととする。
- (6) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。
- (7) 受賞者は選考委員会において選考され、理事会で決定され、本会総会の席上で本賞を授与される。

付則

- (1) 本規約は 2022 年 7 月 28 日より施行する。
- (2) 推薦要領については別に定める。
- (3) 副賞に関する細則は別に定める。

日本医真菌学会学術賞候補者 推薦要領

1. 提出書類

- (1) 業績の題目および要旨 (2,000 字程度) 7 部
- (2) 当該業績に関する主要な原著論文 5 編の別刷および目録 各 7 部
- (3) 推薦状 (推薦理由を掲載) 1 部
- (4) 被推薦者の履歴 (生年月日、現住所、所属機関名・住所、部局・身分、学歴、職歴、会員歴、本学会および他学会での受賞歴を含む) 7 部

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 推薦書類提出締切日 厳守のこと (締切日は毎年代議員に送付される公募通知に明示される)

4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

副賞に関する細則

- 1. 副賞のメダルに下記の文字を刻する。

日本医真菌学会学術賞

年 月 日

2. 副賞は、「学会賞」の費目を以って当てる。

日本医真菌学会次世代研究者賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会次世代研究者賞 (The Young Investigator Award of the Japanese Society for Medical Mycology) とする。

2. 本賞は医真菌学領域において、将来の発展を期待し得る研究業績を挙げた満 35 歳未満で会員歴 2 年以上の会員若干名に対して生涯 1 回授与する。ただし、次の (ア) または (イ) に該当する場合には、満 40 歳未満で会員歴 2 年以上の会員を受賞対象者として選考できる。(ア) 医薬学あるいは獣医学系などの 6 年制大学を卒業し、研修等の実地業務を経て医真菌研究を開始したことを推薦者が上申し、選考委員会が認めた場合。(イ) 人事記録等により確認できる候補者の出産・育児による休業等 (休暇、休職、離職を含む。) に伴う研究活動の中断期間が通算 3 ヶ月以上であることを推薦者が上申し、選考委員会が認めた場合。

3. 本賞は賞状および副賞からなる。

4. 受賞者は受賞対象業績の概要を総説として会誌に発表するものとする。

5. 受賞者は下記要領によって選考される。

(1) 選考委員は日本医真菌学会学術賞選考委員を兼ね、その任期を同じくする。選考委員会は理事の互選によって選出された委員長の理事 1 名、代議員の互選によって基礎領域および臨床領域から選出された各 3 名の代議員、計 7 名の委員をもって構成される。なお、同票数の場合、会員歴の長い者を選出する。委員長の任期は 2 年とする。委員の任期は 1 年とし、重任を妨げないが、4 回連続して選出されることはできない。また、選出された審査委員候補者に辞退の意向がある場合、これを理事会に訴えることができる。理事会は、これを審議し、当該候補者の辞退許諾を決定する。委員の選挙は原則として代議員総会開催時期に行う。

(2) 受賞候補者の推薦者は本会会員とする。

(3) 選考において参考にされる業績は本会の会誌または関連領域の専門誌に発表された研究とする。

(4) 業績は個人研究または共同研究のいずれでもよい。ただし主要論文は論文の筆頭者であるものを対象とする。

(5) 選考委員と所属を同じくする受賞候補者の選考にあたっては、当該選考委員はその候補者についての選考に加わらないこととする。

(6) 期日までに受賞候補者の推薦が無かった場合は、選考委員会、および当該年度総会長の協議により、候補者を推薦することができる。

(7) 受賞者は選考委員会において選考され、理事会で決定され、本会総会の席上で本賞を

授与される。

付則

- (1) 本規約は 2022 年 7 月 28 日より施行する。
- (2) 推薦要領については別に定める。

日本医真菌学会次世代研究者賞候補者

推薦要領

1. 提出書類

- (1) 業績の題目および要旨 (2,000 字程度) 7 部
- (2) 当該業績ならびに関連業績の原著論文 3 編の別刷および目録 各 7 部
- (3) 推薦状 (推薦理由を掲載) 1 部
- (4) 被推薦者の履歴 (生年月日、現住所、所属機関名・住所、部局・身分、学歴、職歴、会員歴、本学会および他学会での受賞歴を含む) 7 部

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 推薦書類提出締切日 厳守のこと (締切日は毎年代議員に送付される公募通知に明示される)
4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

副賞に関する細則

1. 副賞として研究奨励金を授与する。
2. 副賞は、「学会賞」の費目を以って当てる。

日本医真菌学会特別功労賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会特別功労賞 (The Lifetime Achievement Award of the Japanese Society for Medical Mycology) とする。
2. 本賞は医真菌学領域において、長きにわたり日本医真菌学会会員として顕著な研究業績を挙げ、また、医真菌学の発展に寄与した満 65 歳以上で会員歴 25 年以上の会員に対して本会総会において授与するものとする。なお、日本医真菌学会賞または日本医真菌学会学術賞の受賞者は対象から除く。
3. 本賞は賞状および副賞からなる。
4. 受賞者は受賞対象業績の概要を会誌に発表するものとする。
5. 受賞者は、日本医真菌学会賞の選考要領に準じて選考される。

付則

- (1) 本規約は 2022 年 7 月 28 日より施行する。
- (2) 推薦要領については別に定める。
- (3) 副賞に関する細則は別に定める。

日本医真菌学会特別功労賞候補者

推薦要領

1. 提出書類

- (1) 業績の題目および要旨 (2,000 字程度) 5 部
- (2) 当該業績に関する主要な原著論文 5 編の別刷 各 5 部
- (3) 業績目録 (原著論文、総説、国際会議プロシーディング、著書など) 5 部
- (4) 推薦状 (推薦理由を掲載) 1 部
- (5) 被推薦者の履歴 (生年月日、現住所、所属機関名・住所、部局・身分、学歴、職歴、会員歴、本学会および他学会での受賞歴を含む) 5 部

2. 推薦書類の送付先

本会事務所気付・理事長宛

3. 推薦書類提出締切日厳守のこと

4. 推薦書類は特別の事由のない限り返却しない。

副賞に関する細則

1. 副賞の記念碑に下記の文字を刻する。

日本医真菌学会特別功労賞

姓名 (職名等は協議のうえ判断) 殿

年 月 日

日本医真菌学会

2. 副賞は、「学会賞」の費目を以って当てる。

日本医真菌学会優秀論文賞に関する規約

1. 名称は日本医真菌学会優秀論文賞 (The Best Paper of the Year in the Medical Mycology Journal) とする。
2. 本賞は医真菌学に関する優れた論文を Medical Mycology Journal・日本医真菌学会雑誌 (以下 会誌) に発表した本会会員に対し、本会総会において授与するものとする。

3. 本賞は賞状および副賞からなる.
4. 本賞は下記要領によって選考される.
 - (1) 審査の前年に刊行された会誌に掲載された原著論文を対象とする.
 - (2) 対象論文は単著または共著のいずれでもよい.
 - (3) 受賞論文は編集委員会において選考され, 理事会において決定される.

付 則

1. 本規約は 1998 年 10 月 27 日より施行する.
2. 本規約は 2003 年 10 月 17 日より施行する.
3. 本規約は 2013 年 9 月 28 日より施行する.
4. 本規約は 2016 年 9 月 30 日より施行する.
5. 副賞に関する細則は別に定める.

副賞に関する細則

1. 副賞として記念碑を授与する.
2. 副賞は当分の間本学会予算中の「学会賞」の費目を以って当てる.